

官報

号外
平成二十二年四月十五日

○第七十四回国会 衆議院会議録 第二十二号

平成二十二年四月十五日(木曜日)

議事日程 第十三号

平成二十二年四月十五日

正午開議

第一 医療保険制度の安定的運営を図るための
国民健康保険法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 医療保険制度の安定的運営を図るた
めの国民健康保険法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

午後零時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

日程第一 医療保険制度の安定的運営を図る
ための国民健康保険法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、医療保険制度の
安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部
を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤村
修君。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健
康保険法等の一部を改正する法律案及び同報
告書
(本号末尾に掲載)

(藤村修君登壇)

○藤村修君 たいま議題となりました医療保険
制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等
の一部を改正する法律案について、厚生労働委員
会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ

ます。

本案は、国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢
者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制
し、医療保険制度の安定的運営を図ろうとするも
のであり、その主な内容は、

第一に、国民健康保険制度に関して、所得の少
ない者の数に応じて国等が市町村を財政的に支援
する制度等について、平成二十五年年度まで継続す
ること、

第二に、協会けんぽに対する国庫補助率につい
ては、平成二十二年年度から平成二十四年度まで
間、千分の百六十四に引き上げること、

第三に、被用者保険等の保険者に係る後期高齢
者支援金の額については、平成二十二年年度から平
成二十四年度までの各年度において、その額の三
分の一を標準報酬総額に應じた負担として算定す
ること、

第四に、後期高齢者医療制度に関して、被用者
保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料
の減額措置について、当分の間、市町村及び都道
府県が行う財政支援措置が適用される期間を延長
すること
等であります。

本案は、去る三月二十五日の本会議で趣旨説明
及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されまし
た。

本委員会では、三月三十一日に長妻厚生労働大
臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日から質
疑に入り、十三日には参考人から意見を聴取し、
昨日、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市

民連合の二会派より、四月一日となっている施行
期日を公布の日に改める修正案が、また、自由民
主党・改革クラブより、被用者保険の後期高齢者
支援金への総報酬割の導入を取りやめること、協
会けんぽの保険料率を平成二十一年度と同率に据
え置くことができるよう、国庫は事業に要する費
用の不足額を補助すること等を内容とする修正案
が、さらに、公明党より、被用者保険の後期高齢
者支援金への総報酬割の導入を取りやめること、

政府は財政力の弱い健康保険組合の負担軽減を図
るため、高齢者の医療費に係る国庫負担のあり方
について検討するものとする規定を設けること等
を内容とする修正案が提出され、各修正案につい
て趣旨説明を聴取した後、自由民主党・改革クラ
ブ及び公明党提出の両修正案について内閣の意見
を聴取いたしました。次いで、各修正案及び原案
について質疑が行われ、同日質疑を終局し、各修
正案及び原案について順次採決を行った結果、自
由民主党・改革クラブ及び公明党提出の両修正案
はいずれも賛成少数をもって否決し、二会派共同
提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも
賛成多数をもって可決し、本案は修正議決すべき
ものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。順
次これを許します。菅原一秀君。

(菅原一秀君登壇)

○菅原一秀君 自由民主党の菅原一秀でございます。
す。

鳩山内閣のもと、国民生活に直結する厚生労働委員会、たった一カ月の間に二度も強行採決をしたということは、憲政史上まれに見る、許しがたい暴挙であります。

ようやく我が国にもマニフェスト政治、マニフェスト選挙が根づいてきたやさきに、このようなマニフェスト違反、マニフェスト詐欺が横行し、その結果、マニフェストという言葉自体、またその概念を著しく失墜させている民主党の罪は、極めて重大なものがあります。

事業仕分けの第二弾が始まるそうであり、

が、民主党は、各省の事業を仕分けする前に、まず民主党のマニフェストそのものを仕分けするところが先決なのではないでしょうか。さらに、民主党の政治と金、北教組問題、国家の危機管理の欠如といった問題があるにもかかわらず、この状況に物が言えない、自浄能力や自己解決能力ゼロの独裁政治そのものを仕分けすることが最優先ではないでしょうか。

鳩山総理、閣僚各位、あなた方は歴史の法廷に立つ覚悟があるのでしょうか。

○議長(横路孝弘君) 菅原・秀君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○菅原一秀君(統) これだけ理念なき、財源なきばらまきを繰り返して、財政破綻への道を歩み、安全保障の基軸である日米同盟を揺るがし、天下りは聖域なく根絶すると言っていたことをいとも簡単に覆す。そして、この医療保険制度の改悪。国民の負担と不安は増大する一方です。

今だけがいい政治、選挙に勝つためには後先を考えず、手段を選ばない政治、今こそ、このような政治にピリオドを打たなければなりません。発足当時八〇%あった鳩山内閣の支持率も、今や二八%になりました。昔から、ツルは千年、カメは万年と言いますが、ハトは一年ということが現実のものとなってきました。

鳩山総理は、直ちに総辞職をするか、さもなければ解散して国民に信を問うべきことを進言し、私の反対討論いたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 三宅雪子さん。

(三宅雪子君登壇)

○三宅雪子君 民主党、三宅雪子です。

まず冒頭に、ポーランド政府専用機の墜落事故、並びに、昨日の中国の青海省における地震で犠牲になられた方の御冥福をお祈りしたいと思えます。

ぜひ、皆様方におかれましても、国内のことだけでなく海外のことにも目を向けていただきたい、そのようにお願い申し上げます。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願います。

○三宅雪子君(統) 私は、民主党・無所属クラブを代表して、たたいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案及び民主党ほか提出の修正案に対して、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

アメリカでは、先般、一世紀にわたる模索の末、国民皆保険を推進する法案が成立を見まし

た。一方、我が国は、およそ半世紀前に国民皆保険を実現し、だれもが安心して医療を受けることができる医療体制を構築し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきたところであり、このことは世界に誇るべきことであると考えます。

しかしながら、これまでの政権によるたび重なる診療報酬のマイナス改定等により、救急、産科等の地域医療の崩壊や勤務医の過重労働など、医療現場においてさまざまな問題が生じております。

現政権は、こうした医療の再建を図るため、前政権の医療費抑制策を転換し、診療報酬の十年ぶりのネットでのプラス改定を行ったところであります。

一方、人口の高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費は毎年着実にふえ続けており、また、一昨年のいわゆるリーマン・ショック以降の経済状況の悪化により、各医療保険者の財政状況は非常に厳しくなっております。

今回の法律案は、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度、それぞれの平成二十二年度以降の保険料の上昇をできるだけ抑制するため、各保険者の責に帰すことができない問題点に着目した財政支援措置等を講じることを主な内容としております。

具体的には、市町村国保につきましては、低所得者の数に着目した補助を継続すること、協会けんぽにつきましては、給与やボーナスの急激な落ち込みによる保険料収入の減少に対応するため、

国庫補助率を引き上げること、後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の負担割合が二年ごとに上がることなど保険料の上昇を抑制するための財政支援措置を講じるものであり、いずれも、現下の厳しい経済状況をかんがみれば、必要不可欠なものと考えます。

なお、この法案の中で盛り込まれている後期高齢者支援金に対する総報酬割の導入について、国の負担の肩がわりとの批判がありますが、前政権が二年前に提出した、協会けんぽの国庫補助を一十億削減し、二千二百億円のシーリング対策として、国が全額引き上げて、その負担を健保組合に一方的に押しつける肩がわり法案とは異なり、総報酬割により捻出される財源をすべて協会けんぽの支援に充てるとともに、財政力の弱い健保組合の負担は軽減されるものであり、肩がわりとの批判は全く当たらないものと考えます。

ただし、総報酬割の導入により負担がふえる健保組合の方々には、引き続き丁寧な理解を得る努力をされることを政府には要請したいと思えます。

また、この法案は、保険料の上昇をできる限り抑制するため、当面の財政支援措置を講ずるのみならず、あわせて、将来の医療保険制度の一元的運用を見据え、国民健康保険の財政の安定化を図っていくために、都道府県単位での運営の広域化をより進めることができるような方策も盛り込んでおります。

今回の法案は、市町村や中小企業の従業員の方々が加入する協会けんぽなどから早期成立が強

く求められており、国民皆保険のもと、国民が安心して医療が受けられるようにするために成立させなければならないものであると考えております。

議員各位におかれましては、厳しい状況に置かれていた国民皆保険につきましても責任を持って守っていただくために、本法案に賛成していただくことを心からお願ひ申し上げ、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 長妻 昭君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

小規模企業共済法の一部を改正する法律

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律

一、昨十四日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

佐藤 昭郎君

(報告書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十一年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十一年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

(理事補欠選任)

一、昨十四日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 池田 元久君(理事鈴木克昌君昨十四日

日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

野木 実君
森山 裕君
小野塚勝俊君
坂本 哲志君

小野塚勝俊君
坂本 哲志君
野木 実君
森山 裕君

法務委員

辞任

補欠

福井 照君

園田 博之君

厚生労働委員

辞任

補欠

園田 康博君
長尾 敬君
藤田 一枝君
三宅 雪子君
江田 憲司君

笠原多見子君
森山 浩行君
山本 剛正君
横糸 勝仁君
柿澤 未途君

国土交通委員

辞任

補欠

阿知波吉信君
石井 章君
近藤 和也君
柳田 和己君

近藤 和也君
柳田 和己君
阿知波吉信君
石井 章君

議院運営委員

辞任

補欠

石井 章君
菊田真紀子君
津川 祥吾君
橘 慶一郎君
磯谷香代子君
小山 展弘君
赤澤 亮正君
橘 秀徳君

磯谷香代子君
橘 秀徳君
小山 展弘君
赤澤 亮正君
石井 章君
津川 祥吾君
菊田真紀子君
橘 慶一郎君

内閣委員

辞任

補欠

荒井 聰君
市村浩一郎君
逢坂 誠二君
岡島 一正君
園田 康博君
津村 啓介君
寺田 学君
渡辺 義彦君
小泉進次郎君
小原 舞君
白石 洋一君
畑 浩治君
松岡 広隆君
村越 祐民君
山岡 達丸君
大谷 啓君

村越 祐民君
松岡 広隆君
山岡 達丸君
畑 浩治君
道休誠一郎君
白石 洋一君
小原 舞君
向山 好一君
江渡 聡徳君
藤田 憲彦君
瑞慶覧長敏君
大谷 啓君
湯原 俊二君
高邑 勉君
小室 寿明君
萩原 仁君